

1.技 術	2.4 その他（資源回収、河川、森林等を含む）
2.事 業 名	2.4.61 海外工業生産における水利用の国際規格開発
3.キーワード	海水淡水化、調査、標準化、シンガポール
4.目的	<p>本事業は、平成28年度から開始し、海外での工業生産活動に関するTC224/WG12「水効率管理」やTC8/SC13/WG3「海水淡水化」について国際規格の開発動向を把握し、改善や活用に関する提案をするものである。特に、開発される規格が、日本企業の生産活動に不利益を生じることなく、また、優れた水利用技術が適正に評価されるよう、規格内容の改善や活用提案を行う。</p>
5.内容、成果	<p>「水効率管理」は、シンガポールが、国内で2013年(平成25年)から施行しているSS577規格をベースに、認証付きの国際規格をめざして提案したもので、各事業所による節水を目的に、継続的に目標設定、計画、実行、見直しを義務付けるものである。その手段となる水再利用については、TC282「水再利用」の規格を参考にできる旨の追加を日本から提案した。本規格は、令和元年7月に認証規格としてIS(国際規格)発行され、主にシンガポール国内で活用・運用が始まっている。また「海水淡水化」は、中国の提案により開発が進められた「生産水の水質」に関するガイドラインが令和3年10月にIS発行された。これは、当初から国内関係者と共同して日本からコメントを提案し、不都合を排除した規格としたものである。</p> <p>令和4年度は、引続き「水効率管理」の認証規格の活用・運用動向を把握するとともに、国内の関連団体と情報共有し、関連する水再利用に関する規格や技術の活用につなげるための調査を進めた。また「海水淡水化」は、さらに中国から「用語定義」に関する規格案が提案されたため、関係者と共同し内容を改善するためのコメント提出を検討した。</p>
6.参照	本事業は、本財団の自主事業として実施したものである。